

入港料率

対 象 船 舶	入 港 料 率
外 航 船 舶	入港1回総トン数1トンまでごとに 2円50銭
内 航 船 舶	入港1回総トン数1トンまでごとに 1円37銭

免除対象船舶

- ①総トン数700トン未満の船舶
- ②海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ③同一船舶が1日に2回以上入港した場合の2回以後の当該入港船舶
- ④同一船舶が1月に11回（1日に2回以上入港した時の入港回数は、1回とする。）以上入港した場合の11回以後の当該入港船舶
- ⑤国、地方公共団体が運航する船舶
- ⑥避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに入港する船舶
- ⑦検疫のみを目的として一時入港する船舶
- ⑧港湾法第44条の2第1項ただし書きに規定する船舶
- ⑨前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める船舶